

令和3年度 住民税非課税世帯 などに対する 臨時特別給付金

問い合わせ 地域介護課 ☎5921152

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援を行うため、一世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給します。

【住民税非課税世帯等】支給対象

- ①令和3年12月10日時点で大竹市に住んでいる世帯
- ②同一の世帯に属する者全員が、令和3年度分の住民税が非課税となっている世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は除く）

手続き
該当すると思われる方には確認書を送付しますので、内容を確認し、返送してください。

返送期限
確認書の発送日から3カ月以内

【家計急変世帯】支給対象

上記の支給対象②に該当しないものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同一の世帯に属する者全員の、それぞれ1年間の収入見込額または所得見込額が住民税非課税となる水準に相当する額以下である世帯

手続き
地域介護課で申請してください。（市から申請書などは届きません）

申請期限2月28日(月)まで 低所得の子育て世帯への 生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給しています。

※特別給付金（ひとり親世帯分）（令和3年6月号19ページ参照）を受け取った方は対象外です。



6月号
19ページ

申請書類

- ・申請書
- ・申請者（所得金額の高い方）の本人確認書類の写し
- ・児童との関係性を確認できる書類の写し（市内で児童と同居している場合は不要）
- ・申請者の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・簡易な収入（所得）見込額の申立書
- ・申請者・配偶者などの令和3年1月以降の1カ月の収入額が分かる書類（給与明細書、帳簿など）
- ※申請書・申立書は、市ホームページからダウンロードできます。

申し込み

2月28日(月)までに申請書類を福祉課へ。

※詳しくは令和3年8月号18ページ、市ホームページをご覧ください。



8月号
18ページ



新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。

令和3年度 子育て世帯への

臨時特別給付金

問い合わせ
福祉課 ☎59-2148

申請手続き

- 次の方は、申請が必要です。
- ①令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育する保護者のうち、生計を維持する程度の高い方の所得が「児童手当の所得制限限度額」未満の方
 - ②令和3年9月分の児童手当の受給者（公務員）
 - ③令和3年9月1日～令和4年3月31日生まれの新生児の児童手当の受給者（公務員）
- ※令和3年9月30日時点で大竹市に住民票があり、給付金の対象となる児童を養育していると思われる方に、申請書類を送付しています。

大竹市外に住民票のある児童を養育している方など、申請書類が届いていない場合は、問い合わせてください。

※申請書類を送付した方でも、申請者や配偶者の方の令和2年中の所得が「児童手当の所得制限限度額」以上など、支給対象に該当しないことがあります。

申請期限

3月31日(木)（令和4年3月生まれの児童の場合は4月15日(金)）

支給額

児童1人につき10万円

支給時期

提出書類を審査して、支給対象者の要件に該当する場合は、支給決定し、随時支給します。支給日は支給決定通知でお知らせします。

その他

令和3年9月30日時点で、生計を維持する程度の高い方の住民票が大竹市にない場合は、令和3年9月30日時点の住所地の市町村へ申請する必要があります。市町村によって、申請に必要な書類や申請期限が異なりますので、注意してください。

※詳しくは1月号18ページ、市ホームページをご覧ください。



住民税非課税相当の収入の目安

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額(年額)
2人	146.9万円
3人	187.7万円
4人	232.7万円
5人	277.7万円
6人	322.7万円

(注)世帯人数は、次の合計人数です。
・申請者(所得金額の高い方)
・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)
・扶養親族(16歳未満の方も含まれます)

※申請者の年間収入見込額が、非課税相当収入限度額以下となることが要件の1つです。

支給額 支給対象者

- ①令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者、または平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童の養育者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）